

令和2年12月に海難審判所で言い渡された裁決21件が、ホームページに掲載されました(令和3年2月)

区分	地方海難審判所（仙台3、横浜4、神戸4、広島3、門司4、長崎1、那覇2） 21件 37隻	
海難種類(件)	衝突13、乗揚4、衝突(単)3、施設等損傷1	計21件
関係船舶(隻)	漁船15、貨物船7、モーターボート3、遊漁船3、押船2、引船、作業船、ヨット、旅客船、油送船、瀬渡船、クレーン台船 各1	計37隻
死傷等(人)	死亡0、負傷7	計7人

上記のうち、仙台、神戸両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 岩手県真埼東方沖合で、貨物船と引船列のえい航索とが衝突した事例

北上中の貨物船と、南下中の引船が近距離ですれ違った直後、貨物船の船首がえい航索とが衝突し、その後、えい航索に引っ張られて、引かれていたクレーン台船と貨物船とが衝突した

② 明石海峡航路を横断する漁船と同航路を航行する貨物船とが衝突した事例

明石海峡航路を南下して横断する漁船と、同航路をこれに沿って西行する貨物船とが衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(682トン) 引船B(19トン) 引船列 衝突事件

(貨物船と引船が近距離ですれ違った直後、貨物船が、えい航索と衝突し、その後被引きクレーン台船と衝突した)

【海難概要】 夜間、岩手県真埼東方沖合において、北上する貨物船A(682トン、6人乗組、建設発生土約1,980トン積載)の船首と、引船B(19トン、1人乗組、作業員1人)引船列のえい航索とが衝突し、えい航索に引っ張られてA船とクレーン台船C(34メートル、作業員2人)が衝突し、A船、B船(大傾斜して海水が浸入)及びC船がそれぞれ損傷した

【航法の適用】 * 一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用される
 ・A船及びB船引船列は、互いに視野の内であり、ほとんど真向いに行き会い衝突のおそれのある態勢で接近した
 ・予防法第14条の行会い船の航法が適用される

* B船の補佐人が、GPSプロッターの画像写真に示された方位(170度~191度)によりB船の針路が約180度であったとして、予防法第15条の横切り船の航法を主張したが、同方位は対地針路を示すもので船首方位を示すものではないから、B船が180度の針路を保持していたとすることはできないとして、その主張は認められなかった

《 原因 》

両船がほとんど真向かいに行き会い、衝突のおそれがある態勢で接近する際、

A船: **動静監視不十分**で、針路を右に転じなかった

B船引船列: **動静監視不十分**で、針路を右に転じなかった

《 背景 》

・A船の二等航海士は、B船とD船の黄色回転灯はそれぞれ南下する漁船のもので、左舷側にかわっていくものと思っていた

・B船の船長は、A船の灯火を認めたとき、左舷を対してかわるものと思っていた

【受審人】

(A船) 二等航海士: 五級海技士(航海) → 戒告

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

《 懲戒 》

【発生日時】

平成31年1月14日
04時15分

【発生場所】

岩手県真埼東方沖合

【死傷者】

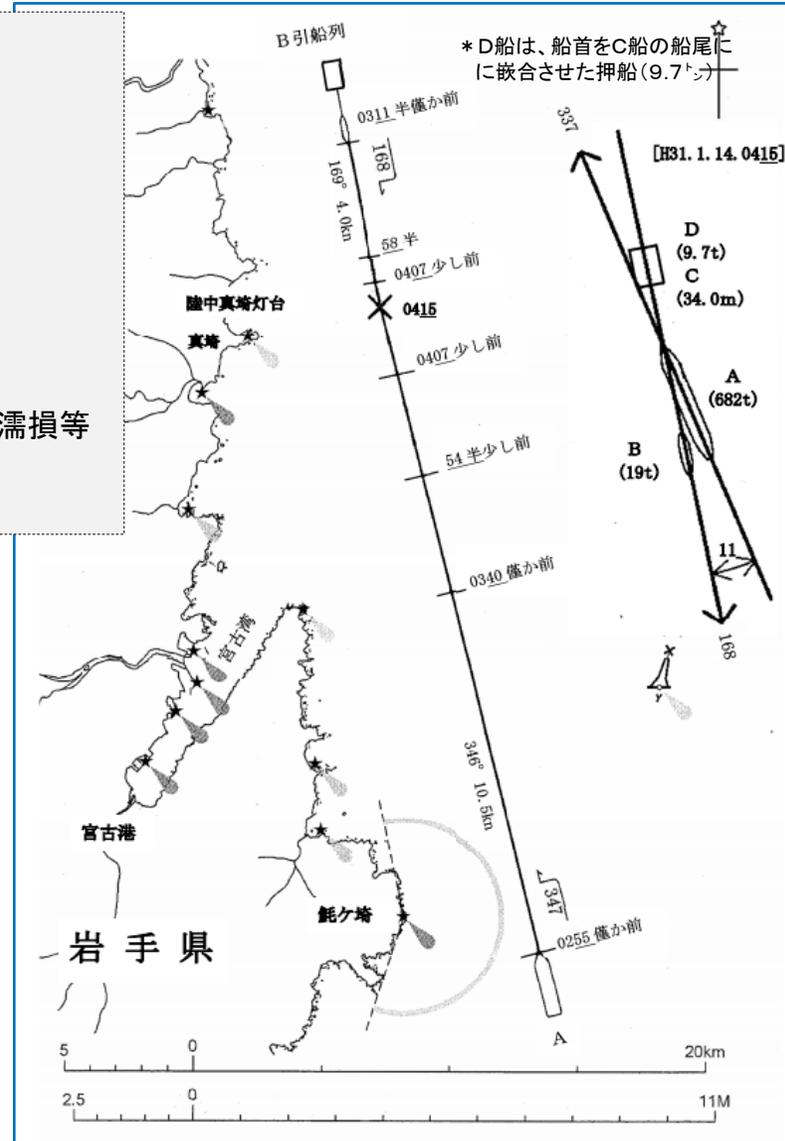
なし

【損傷等】

A船: ステムに擦過傷
右舷中央部凹損等

B船: 操舵室、機関室の機器濡損等
えい航索切断

C船: クレーンブーム折損等



海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(3.7t) 貨物船B(60,213t) 衝突事件

(漁船が、明石海峡航路を南下して横断中、貨物船が、同航路に沿って西行中、両船が衝突した)

【海難概要】 夜間、漁船A(3.7t、1人乗組)が、漁場に向けて明石海峡航路を横断中、貨物船(自動車運搬船)B(60,213t、空倉、21人乗組、水先人乗船)が同航路を西行中、A船の船首とB船の右舷前部とが衝突した

(航法の適用) * 海上交通安全法が適用される

- ・航路をこれに沿って西行しているB船と南下して航路を横断するA船が、互いに視野の内にある状況下、両船が衝突のおそれのある態勢で接近した
- ・海上交通安全法(*1)第3条第1項が適用される

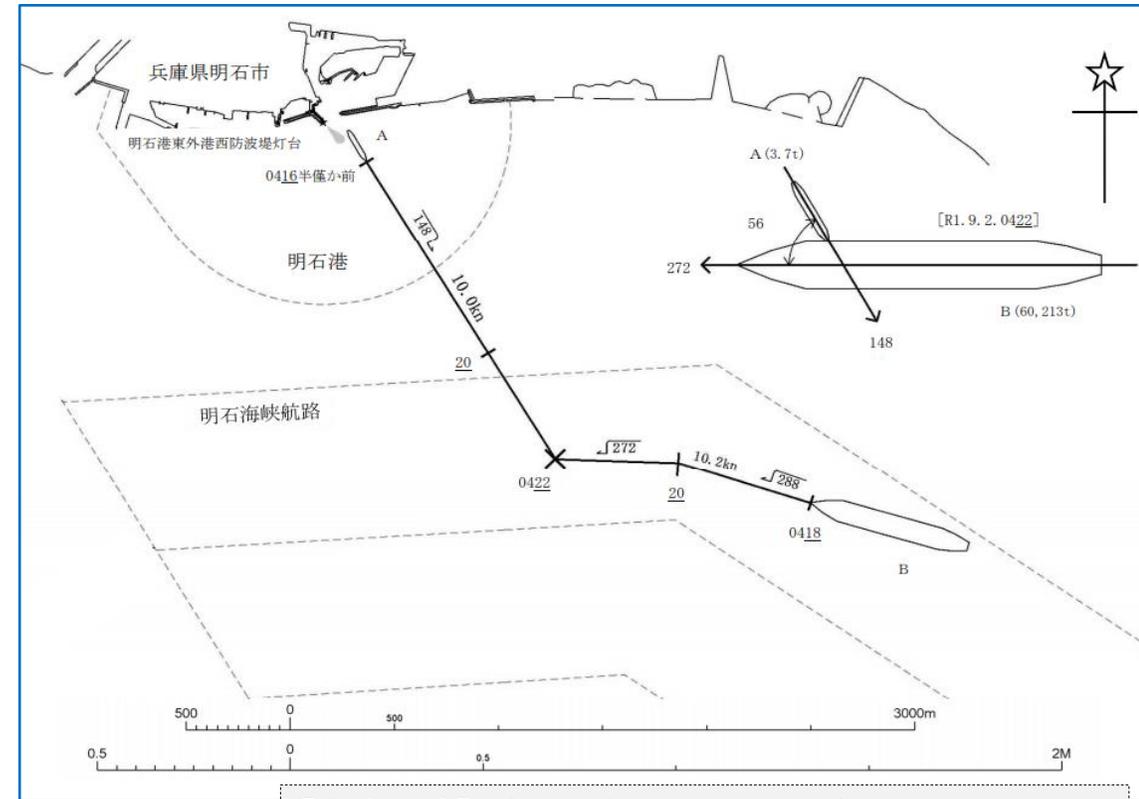
(*1) 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶の進路を避けなければならない

《原因》

- A船：(明石海峡航路を横断中) 見張り不十分で、B船の進路を避けなかった
- B船：(明石海峡航路を横断中) 見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった

《背景》

- ・A船長は、右舷方の貨物船の動静に気を取られていた
- ・B水先人は、航路入航前、前路を横断する漁船を見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思った



【発生日時】 令和元年9月2日 04時22分

【発生場所】 明石海峡航路

【死傷者】 負傷1人(B船長)

【損傷等】 A船: 船首部に圧壊
B船: 右舷前部外板に擦過傷

[受審人等]

《懲戒》

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

(B船) 水先人: 本件後廃業し、(*2) 指定海難関係人に指定された

(*2): 受審人の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するために必要があると認められる者(懲戒はされない)